

議案第73号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、期末手当及び勤勉手当に関する規定を改めるとともに規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の給与に関する条例（昭和30年調布市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「，若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り，「同様」を「，また同様」に改め，同条第2項中「，若しくは失職し」を削る。

第17条第1項中「，若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り，「同様」を「，また同様」に改め，同条第2項中「，若しくは失職し」を削る。

第17条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は，令和元年12月14日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給については，なお従前の例による。